## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許	認	可質	<b>華</b> の	内	容	災害障がい見舞金の支給
				<del>-   7</del> バ条		新座市災害弔慰金の支給等に関する条例第9条
						(災害障がい見舞金の支給) 第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治 つたとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる 程度の障がいがあるときは、当該市民(以下「障がい者」とい う。)に対し、災害障がい見舞金の支給を行うものとする。
所	管	部	課	係	名	総合福祉部福祉政策課福祉政策係
審						新座市災害弔慰金の支給等に関する条例第2条・10条
			係	条		第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該名号に掲げるところによる。 (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。 (2) 市民 災害により被害を受けた当時この市の区域内に住所を有した者をいう。 第10条 障がい者1人当たりの災害障がい見舞金の額は、当該障がい者が災害により負傷し又は疾病にかかつた当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。
	Ĺ					災害弔慰金の支給等に関する法律第8条及び別表
査						法第8条の内容は、条例第9条と同様
						別表(第8条関係)
		関			項	<ul><li>1 両眼が失明したもの</li><li>2 咀嚼(そしやく)及び言語の機能を廃したもの</li><li>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li><li>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li></ul>
基						5 両上肢をひじ関節以上で失つたもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢をひざ関節以上で失つたもの 8 両下肢の用を全廃したもの 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの
						同法施行令第1条
						第1条 災害 中慰金の支給等に関する法律(以下「法」という。)第3条第1項に規定する政令で定める災害は、一の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内において生じた住居の被害が内閣総理大臣が定める程度以上の災害その他これに準ずる程度の災害として内閣総理大臣が定めるものとする。 2 前項の規定により内閣総理大臣が定める住居の被害の程度は、住居の被害が生じたことにより災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助(以下「救助」という。)を行うことができる最小の災害の当該住居の被害の程度を超えるもので
準						とかできる取小の灰舌の自該任店の被舌の程度を超えるもので あつてはならない。

	基 (未設定の場 合はその理由) 参 考 事 項	災害 令第1条のとおり。ここには通常の火災は含まれない。その他については未設定(法や条例の規定により言い尽くされている。) 条例第11条
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場 合はその理 由)	総日数 未設定 (審査の先例がなく、標準処理期間の設定の手掛かり がない。)
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)